

議案 第2号

川越都市計画

区域区分の変更（埼玉県決定）

理 由 書

本理由書は、川越都市計画区域区分の変更についての理由を示したものです。

I 川越都市計画区域における位置等

川越都市計画区域は、埼玉県ほぼ中央部、都心から約 40km 圏に位置しています。また、川越都市計画区域に含まれる土地の区域は、川越市、日高市及び川島町の行政区域の全域です。

【川島町 三島地区】

川島町の西部、JR 川越線及び東武東上線川越駅から北へ約 8km、首都圏中央連絡自動車道川島インターチェンジから西へ約 1km に位置しており、交通の利便性に優れております。

II 変更の必要性

川島町三島地区は、土地区画整理事業により、工業の利便の増進及び周辺環境と調和した工業団地の形成を図るため、市街化区域に編入するものです。

III 規模

市街化区域への編入面積 約 6 ha

IV 関連する都市計画

川越都市計画区域区分の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ・用途地域（川島町決定）
- ・防火地域又は準防火地域（川島町決定）
- ・地区計画（川島町決定）

川越都市計画区域区分の変更

川越都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分

「計画図表示のとおり」

2. 区域区分の規模

都市計画区域面積	約 19,836 ha	
市街化区域面積	約 4,173 ha	
市街化調整区域面積	約 15,663 ha	
備考	<変更分>	
	市街化区域への編入	約 6 ha
	市街化調整区域への編入	0 ha
	市街化区域面積	約 4,167 ha → 約 4,173 ha
市街化調整区域面積	約 15,669 ha → 約 15,663 ha	

－ 理由 －

川島町三島地区は、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確実となったことから、市街化区域に編入するものです。

川越都市計画区域区分の変更

川越都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分
「計画図表示のとおり」

2. 区域区分の規模

都市計画区域面積	約 19,836 ha
市街化区域面積	約 4,173 ha
市街化調整区域面積	約 15,663 ha
<変更分>	
備 考	市街化区域への編入 市街化調整区域への編入 市街化区域面積 市街化調整区域面積
	約 6 ha 0 ha 約 4,173 ha 約 15,663 ha
	→
	約 4,167 ha
	→
	約 15,669 ha
	→
	約 15,663 ha

- 一 理由 一

川島町三島地区は、土地区画整理事業による計画的な市街地整備の実施が確
実となったことから、市街化区域に編入するものです。

川越都市計画区域区分の変更

川越都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 区域区分
「計画図表示のとおり」

2. 区域区分の規模

都市計画区域面積	約 19,836 ha
市街化区域面積	約 4,167 ha
市街化調整区域面積	約 15,669 ha

- 一 理由 一

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に定める区域区分の方針に即して、
区域区分の規模を定める。

なお、市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。